

議案第16号

守口市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例案

守口市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成31年2月20日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

守口市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年守口市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)から(7)まで 略</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（上下水道部門に係る第2次試験に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を</p>	<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法に基づく短期大学<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）</u>又は高等専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)から(7)まで 略</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（上下水道部門に係る第2次試験に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

有する者

(水道技術管理者の資格)

**第5条 略**

(1) 略

(2) 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、大学を卒業した者については4年以上、短期大学等を卒業した者については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目その他これらに相当する科目以外の科目を修めて卒業した後、大学を卒業した者については5年以上、短期大学等を卒業した者については7年以上、高等学校等を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

**第5条 略**

(1) 略

(2) 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後 (学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、大学を卒業した者については4年以上、短期大学等を卒業した者 (同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者) については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目その他これらに相当する科目以外の科目を修めて卒業した (当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。) 後、大学を卒業した者については5年以上、短期大学等を卒業した者 (専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。) につい

<p>(5)及び(6) 略</p>	<p>ては7年以上、高等学校等を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)及び(6) 略</p>
-------------------	------------------------------------------------------------------------------

**附 則**

この条例は、平成31年4月1日から施行する。